

再任裁判官に関する評価情報

令和 5 年 3 月 16 日

下級裁判所裁判官指名諮問委員会大阪地域委員会 御中

〒530-0047 大阪市北区西天満4丁目7番3号
冠山ビル2・3階 林弘法律事務所
電話：06-6364-8525
FAX：06-6364-4816
弁護士 山中理司（登録番号33861）



- 1 裁判官氏名：松本明子（56期）
- 2 裁判官の所属庁：大阪地裁第8民事部
→ 行為当時の所属庁は神戸地裁第3民事部
- 3 時期：平成27年8月7日

4 内容

- (1) 対象裁判官は、当職が提出した平成26年6月25日付の免責意見（資料4）を完全に無視した平成27年5月7日付の破産管財人の免責意見（資料2）を一切是正することなく、同年8月7日、実質的理由が全くない免責許可決定を出した（資料1の1）。
- (2) 対象裁判官の行為については絶対に納得できないから、関係者のプライバシー情報を抹消した上で、当職のブログで対象裁判官の職務行為を公表している（資料3）。

5 添付資料

- 資料1の1：平成27年8月7日付の免責許可決定
資料1の2：平成27年8月7日付の通知書
資料2：平成27年5月7日付の破産管財人の免責意見
資料3：「松本明子裁判官（56期）の経歴」と題する当職のブログ記事
資料4：平成26年6月25日付の免責意見
→ 別紙を含むと101頁ある。

以上

